

川崎市公告第1028号

川崎市地区まちづくり育成条例施行規則（平成21年川崎市規則第49号）第24条第5項において準用する川崎市地区まちづくり育成条例（平成21年川崎市条例第56号）第12条第5項の規定により、梶が谷駅周辺地区まちなみ形成の方針・基準の認定を令和8年3月31日付けで更新したので、川崎市地区まちづくり育成条例施行規則第22条の規定により、公告します。

令和8年7月6日

川崎市長 福田 紀彦

1 地区まちづくり構想の内容

（1）地区まちづくり構想の名称

梶が谷駅周辺地区まちなみ形成の方針・基準

（2）地区まちづくり目標

ア 現状の落ち着いたある景観を守り育てるまちなみ（まち）づくり

イ 農のあるまちの顔として、花・みどりと都市が調和したまちなみ（まち）づくり

ウ 「安全・安心」「豊かさ、温かさ」が感じられ、まちの価値を高めるまちなみ（まち）づくり地区まちづくり基準

（3）地区まちづくり基準

ア 建築物の色彩・意匠の基準

（ア）外壁の色の基準

a 建築物の色彩は、まちなみの調和に配慮した、「豊かさ、温かさ」が感

じられるものとし、機長職はマンセル値で定めることを推奨します。

- b 中・高層部（4階もしくは3階以上）は、圧迫感やボリューム感を軽減するため、低層部より高明度または低彩度の色の使用を推奨します。

(イ) 意匠の基準

- a 落ち着いたデザインやまちなみに調和するデザインを推奨します。
- b ボリューム感を軽減するデザインを推奨します。

イ 広告物の基準

(ア) 広告物全般に関する基準

- a 広告物は、自家広告物に限ることを推奨します。
- b 目立つことだけを目的とせず、まちなみと調和する質の高いデザインで、まちなみの形成を図ることを推奨します。
- c 目標像の②に対応して、「農」、「花」、「みどり」をイメージする広告物の素材、デザインを推奨します。
- d 汚れている、破損しているなど、まちなみの美観を損なう広告物は提出しないことを推奨します。

(イ) 壁面広告物に関する基準

- a 自己の建物名は建物につき、店舗名は1店舗ごとに、各壁面1か所以内で設置することを推奨します。
- b 壁面面積の20%以下を推奨します。（切り文字は1/2の面積に換算できる）

(ウ) 袖看板に関する基準

- a 1店舗につき壁面1か所以内を推奨します。
- b ひとつの建物に複数の店舗がある場合は、各壁面につき1か所に集約することを推奨します。
- c オシャレなまちを演出する飾り看板、フラッグを推奨します。

(エ) 窓面広告物に関する基準

1 壁面につき、階ごとのガラス見付面積の 20%以下を推奨します。広告物は、自家広告物に限ることを推奨します。（切り文字は 1/2 の面積に換算できる）

(オ) 地上設置広告物に関する基準

- a 主要な出入口 1 か所につき 1 か所以内を推奨します。
- b 表示面積は 1 店舗につき 5 m²以下を推奨します。
- c ひとつの建物に複数の店舗がある場合は、主要な出入口 1 か所につき、ひとつに集約することを推奨します。

(カ) 置き看板、のぼり等に関する基準

道路法により道路上への設置が認められていないため、それを遵守します。民有地に設置する場合については、必要最小限にとどめることを推奨します。

(キ) 屋上広告物に関する基準

- a 表示面積は 1 建物につき、合わせて 10 m²以下とすることを推奨します。
（切り文字は 1/2 の面積に換算できる）
縦の長さは 1 m以下とすることを推奨します。
- b 外照式とすることを推奨します。
- c 外壁と一体的に見えるように工夫することを推奨します。

(ク) 点滅、ネオン管、映像広告物に関する基準

- a 点滅広告物は設置しないことを推奨します。
- b 壁面に設置する映像広告物は 1 壁面につき 1 か所かつ 2 m²以下とすることを推奨します。
- c 地上設置型の映像広告物は 1 か所であつ 2 m²以下とすることを推奨します。

d ネオン管露出広告物は切り文字式の線状のものとすることを推奨します。

(ケ) 日よけテントに関する基準

a 色彩は、周辺建物との調和に配慮し、「豊かさ、温かさ」が感じられる色を推奨します。

b テントに文字を入れる場合は、店舗名のみとすることを推奨します。

c 「農（田園）、花、みどり」のイメージにつながる色を推奨します。

ウ 建築物の用途に関する基準

1 階部分は住宅以外で、住民の利便性や生活の質を向上する事業を営む用途とすることを推奨します。

エ あかりに関する基準

(ア) 建物からあかりがもれて、まちを明るくする照明を推奨します。

(イ) まちを訪れる人の心を和ませる暖色系のあかりを推奨します。

オ みどりに関する基準

(ア) ひとつの建物あたり最低 1 か所植栽や鉢植えなどにより、「みどり」を置くことを推奨します。

(イ) 安全上の配慮を行うことを前提に、バルコニーなどを緑化することを推奨します。

(4) 地区まちづくり活動計画

なし

(5) 地区まちづくり組織の名称：梶が谷駅周辺のまちなみを考える会

(6) まちづくり組織の認定番号：第 S 1 3 0 1 号

(7) 地区まちづくり構想の対象となる区域：高津区末長 1 丁目及び下作延 2 丁目の一部で別図に定める区域

(8) 地区まちづくり構想の認定番号：第 K 1 5 0 1 号

(9) 地区まちづくり構想の認定の有効期間：令和 1 8 年 3 月 3 1 日